

ウクライナに関する国連総会討論における
辻清人外務副大臣ステートメント
(2024年2月23日)

議長、皆様、

国連憲章は、全ての加盟国が誠実に遵守しなければならない共通の合意であり、あらゆる国際関係の土台です。このような理由から、私たちは今なお続くロシアによるウクライナ侵略を容認することはできません。本総会は、ロシアによるウクライナ侵略が国連憲章を含む国際法の明確な違反であることを繰り返し表明してきました。力による一方的な現状変更は世界のどこであっても決して認められません。

ウクライナの平和を望まない国はありません。しかし、平和は侵略者に報いるものであってはならず、国連憲章の目的と原則に基づく包括的、公正かつ永続的なものでなければなりません。我々、国連加盟国は、1年前にこの議場でそのことを確認しました。それにもかかわらず、ロシアのいわれなき侵略に、ウクライナの人々は苦しみ続けています。

ロシアはその全ての残虐行為について責任を問われなければなりません。また、他の国連加盟国は直接にせよ、間接にせよ、侵略を支援することを控えなければなりません。

議長、皆様、

ウクライナの人々はまた、未来への希望に満ちたビジョンを必要としています。昨年11月、私はウクライナの復旧・復興を推進する経済ミッションを率いて、キーウを訪問しました。シュミハリ首相やビジネス界とも具体的な施策を議論し、こうした取組を加速させることを約束しました。

2月19日にはシュミハリ首相を日本に招き、日・ウクライナ経済復興支援会議を東京で開催しました。50本以上の協力文書に署名するなど具体的な成果を得ることができました。また、法的インフラ整備の一環として、新たな租税条約を締結しました。さらに、日本は日・ウクライナの協力案件に関与するウクライナの関係者に対する数次査証の緩和措置の導入も決定しました。

今回の会議では、ウクライナの復興プロセスに女性・平和・安全保障、いわゆるWPSの視点を取り入れるための議論を促すことを目的に、WPSに関するセッションを設けたことを強調します。このセッションでは、保健医療、シェルター整備やジェンダーに基づく暴力の被害者保護を通じたものを含め、女性の保護に関する私たちのコミットメントを確認しました。女性と子ども、特に紛争によって脆弱な立場に置かれた人々は保護されなければなりません。日本は国連においても、WPSを率先して推進していきます。

この会議の開催により、私たちはウクライナを支援するという揺るぎない決意を示しました。日本は引き続き、ウクライナの復旧・復興を支援するための国際的な取組をリードしていきます。

議長、皆様、

しかし、こうしたイニシアティブも、ロシアが侵略を止めない限りは、十分な恩恵をウクライナの人々にもたらすものとはなりません。

私たちは、法の支配に基づく国際秩序を維持・強化し、人間の尊厳が守られる安全・安心な世界を実現するための取組を継続しなければなりません。

日本は、国連が本来の役割を果たせるよう、安保理改革を含む国連の機能強化のため主導的な役割を果たす決意です。

議長、皆様、

クレーバ外相を始め、平和を取り戻す努力を続けるウクライナの人々に心からの賛辞を送ります。平和と正義が実現するまで、日本はウクライナと共にあります。

ありがとうございました。

(了)